

議案第14号

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成28年かすみ  
がうら市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第  
18条」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項」  
に改める。

第8条第1号中「法第2条第3項」を「博物館法（昭和26年法律第285  
号。以下「法」という。）第2条第4項」に改める。

第10条中「第20条」を「第23条第1項」に、「基づき」を「より」に  
改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。